

○平戸市優秀工事及び優秀現場技術者表彰事務取扱基準

令和4年9月26日

告示第124号

改正 令和5年12月19日告示第104号

令和6年9月19日告示第102号

(目的)

第1条 この告示は、市が発注した工事に係る優秀工事及び優秀現場技術者を表彰することにより、適正な施工の確保と建設技術及び現場技術者の資質の向上に資することを目的とする。

(一部改正〔令和6年告示102号〕)

(表彰の種類及び方法)

第2条 表彰は、優秀工事表彰及び優秀現場技術者表彰とし、市長が表彰状を授与して行う。

2 優秀現場技術者の対象者は、前項に規定する工事の主任技術者又は監理技術者とする。

3 第1項の表彰の件数は、毎年度において2件以内とする。ただし、当該表彰は、1つの業者につき1件に限るものとする。

(一部改正〔令和6年告示102号〕)

(表彰対象工事)

第3条 優秀工事表彰及び優秀現場技術者表彰の対象とする工事は、表彰の前年度に完成した工事のうち、平戸市建設工事成績評定要領(令和3年平戸市告示第53号)に基づく評定を受けたものとする。

(表彰の基準)

第4条 表彰の基準は、前条に定める表彰対象工事のうち、工事成績評定点が80点以上かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 施工状況(施工管理、工程管理等)が特に優れている工事

(2) 出来形及び出来栄えが特に優れている工事

(3) 難度が高い施工条件下で安全かつ適切な対応により遂行された工事

(4) 施工、品質及び安全衛生等に対する創意工夫で高い効果が発揮された工事

(5) 地域への貢献度が特に優れている工事

(6) その他表彰に値すると認められる工事

2 次の各号のいずれかに該当する業者が施行した工事は、前項の規定にかかわらず、表彰しないものとする。

(1) 市内に本社を有しない業者(特定建設工事共同企業体工事の場合は、その代表構成員とする。)

(2) 表彰を受ける年度の前年度から表彰の前日までに、建設業法(昭和24年法律第100号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令に違反し行政処分を受けた業者

(3) 表彰を受ける年度の前年度から表彰の前日までに、平戸市建設工事等入札指名停止要領(平成19年平戸市告示第104号)第2条に規定する措置要件(以下「措置要件」という。)に該当する行為を行った業者

(4) 前条に定める表彰対象工事において、65点未満の工事成績評定点を受けた業者

(5) その他表彰するにふさわしくない行為を行った業者

(一部改正〔令和6年告示102号〕)

(工事主管課長の推薦)

第5条 工事主管課長は、表彰を行う前年度に完成した工事のうち、表彰に値すると認めるものがある場合は、次条に規定する平戸市優秀工事等表彰選考委員会の委員長が指定する日までに、平戸市優秀工事及び優秀現場技術者表彰推薦書(様式第1号)を財務部財政課長に提出するものとする。

(追加〔令和6年告示102号〕)

(選考委員会の設置)

第6条 優秀工事及び優秀現場技術者の表彰に関する事項について審議し、調整を図るため、平戸市優秀工事等表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、副市長をもって充てる。

4 委員は、財務部長、農林水産部長、建設部長、水道局長、教育次長、生月支所長、田平支所長及び大島支所長をもって充てる。

(一部改正〔令和6年告示102号〕)

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議の選考結果を市長に報告しなければならない。

5 委員長は、必要があると認める場合は、工事主管課長等に会議への出席を求め、又は推薦書等の内容について説明を求めることができる。

(一部改正〔令和6年告示102号〕)

(表彰の決定)

第8条 市長は、委員会の報告に基づき、表彰者を決定する。

(一部改正〔令和6年告示102号〕)

(表彰の通知)

第9条 市長は、優秀工事を決定したときは、平戸市優秀工事及び優秀現場技術者表彰決定通知書(様式第2号)により、優秀工事を施工した業者に通知するものとする。

(追加〔令和6年告示102号〕)

(表彰の取消)

第10条 市長は、表彰を受けた業者が、表彰を受けた年度内に、措置要件に該当する行為その他表彰が不適当と判断される行為を行ったときは、市長は表彰を取り消すことができる。この場合において、市長は平戸市優秀工事及び優秀現場技術者表彰取消通知書(様式第3号)により、表彰を受けた業者に通知するものとする。

(一部改正〔令和6年告示102号〕)

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(一部改正〔令和5年告示104号・6年102号〕)

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔令和6年告示102号〕)

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(一部改正〔令和6年告示102号〕)

附 則(令和5年12月19日告示第104号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月19日告示第102号)

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(追加〔令和6年告示102号〕)

平戸市優秀工事及び優秀現場技術者表彰推薦書

工事名	
工事場所	平戸市
工事概要	
工定期	自： 年 月 日 至： 年 月 日
契約金額	
請負業者	
現場技術者	
工事成績評定点	
推薦理由	

作成上の注意

- 1 工事概要及び推薦理由は、できるだけ詳しく記述すること。
- 2 次の資料を添付すること。
 - (1) (別添1) 工事着工前、工事着工後（完成）写真
 - (2) その他必要があれば説明するための補足資料 1部

(別添1)

工事写真
(着工前)
(着工後)

※工事写真は全景及び施工状況が確認できるものを各1部貼り付けること。

様式第2号(第9条関係)

(追加〔令和6年告示102号〕)

様式第2号（第9条関係）

年　　月　　日

商号又は名称

代表者氏名　　様

平戸市長　　印

平戸市優秀工事又は優秀現場技術者表彰決定通知書

平戸市優秀工事及び優秀現場技術者表彰事務取扱事務基準第9条に基づき、下記の工事を　　年度の優秀工事及び優秀現場技術者として表彰しますので、通知します。

工　　事　　名	
工　　事　　場　　所	平戸市
工　　事　　概　　要	
工　　期	自：　　年　　月　　日 至：　　年　　月　　日
契　約　金　額	
請　負　業　者	
現　場　技　術　者	
工事成績評定点	
表　彰　理　由	

様式第3号（第10条関係）

（追加〔令和6年告示102号〕）

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 様

平戸市長 印

平戸市優秀工事又は優秀現場技術者表彰取消通知書

平戸市優秀工事及び優秀現場技術者表彰事務取扱事務基準第10条に基づき、下記の工事を
を 年度の優秀工事及び優秀現場技術者として取り消しますので、通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	平戸市
工 事 概 要	
工 期	自： 年 月 日 至： 年 月 日
契 約 金 額	
請 負 業 者	
現 場 技 術 者	
工事成績評定点	
取 消 理 由	